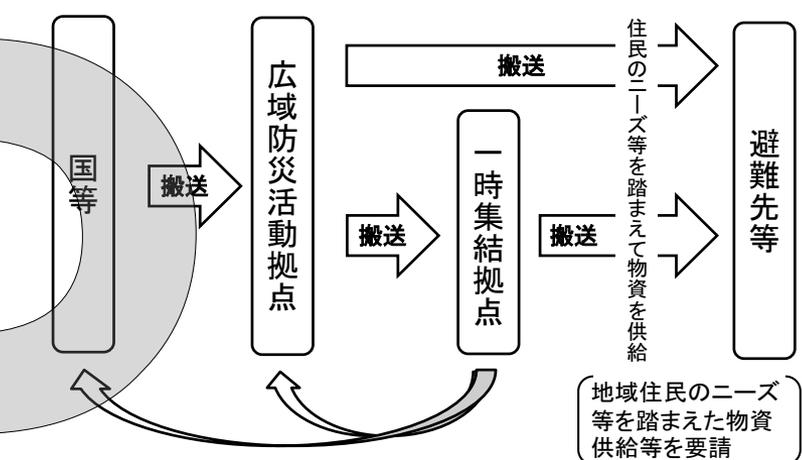


京都府における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送する機能を含めた、応急活動等の拠点となる広域防災活動拠点を設定※。広域防災活動拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先等や一時集結拠点到に輸送。なお、市町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町に対する物資の輸送を行う。 ※京都府にて設定している広域防災活動拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。
- 一時集結拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 広域防災活動拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



広域防災活動拠点
(丹波自然運動公園、三木総合防災公園、徳島県立防災センター)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・避難住民への食糧・物資の供給
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

一時集結拠点
(一部の避難退域時検査場所)

- ・屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・原子力災害対策重点区域への入域に必要な情報提供等
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

物流専門家の派遣

- ・協定事業者から県災害対策本部や物資集積拠点到に派遣
- ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

電力事業者による生活物資等の支援体制

- 関西電力では、災害時に福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、原子力事業本部及び原子力発電所に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- さらに、バックアップとして京都府、滋賀県、大阪府等の本店・支社および近隣の事業所に備蓄している生活物資について出来る限り支援する。
- 物資等の輸送に関しては、関西電力が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
合計	59,600	14,000	1,300

※H28.12月時点。

※物資の供給は、各府県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。

※上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。

※その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
非常災害時における資機材等の輸送用車両の優先提供に関する協定	輸送車両の優先利用等	関西圏域の民間業者



国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

